

仕 様 書

この仕様書は、幼稚部棟テラス手すりスクリーン修繕業務について規定する。

1 業務名

幼稚部棟テラス手すりスクリーン修繕業務

2 業務内容

愛媛県立松山聾学校（以下、「学校」という。）幼稚部棟テラス手すりスクリーンを修繕する。

※詳細は修繕内訳書及び別図のとおり

【修繕内容】

- ・木格子組撤去
- ・木笠木撤去
- ・スクリーンフェンス設置
- ・アルミ笠木設置
- ・既設柱、新設木下地笠木、木材保護塗料塗り
- ・完成図面作成

3 業務期間

契約の日から令和6年12月27日まで

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（使用材料、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する材の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 業務の実施において発生する廃棄物の処理を関係法令を遵守して適切に行い、マニフェストの写しを提出すること。
- (5) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し完了報告書と共に提出すること。

(6) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。